



Kumamoto City

News Release

令和6年（2024年）3月29日

（仮称）熊本市環境影響評価条例の基本的事項について（答申）

令和5年（2023年）4月24日付で、熊本市環境審議会へ諮問した標記の件について、令和6年（2024年）3月27日付で答申書が提出されました。詳細は下記のとおりです。

記

- 1 答申書 別添1のとおり
- 2 諮問内容 （仮称）熊本市環境影響評価条例の基本的事項について
手続手法・地域区分・対象事業の種類や規模要件
※別添2のとおり
- 3 委員 別添3委員名簿のとおり
- 4 その他 答申の手交については、答申式は行わず、環境審議会会長から環境局長が代理で受領しました。

【お問い合わせ先】

環境局 環境推進部 環境政策課

電話：096-328-2427

課長 梶原（かじわら）、副課長 緒續（おつづき）

答 申 書

令和 6 年 3 月 2 7 日
熊本市環境審議会

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の基本的事項について

1 はじめに

令和5年(2023年)4月24日、熊本市長から本審議会に対し、本市の多様で豊かな環境を受け継ぐ総合的な環境配慮制度としての「(仮称)熊本市環境影響評価条例」を制定するにあたり、条例の基本的事項であります「手続方法」、「地域区分」、「対象事業の種類や規模要件」について諮問がなされ、以下のとおり6回にわたり審議を進めてきました。その結果、次のとおり結論を得たため、ここに答申します。

2 審議経過

令和5年度 第1回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年4月28日(金)午前10時00分から午前11時30分まで

審議事項 「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定について

令和5年度 第2回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年5月31日(水)午前10時00分から午前11時20分まで

審議事項 条例の基本的事項のうち「手続の方法」について意見聴取

令和5年度 第3回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年7月21日(金)午前10時00分から午前11時20分まで

審議事項 条例の基本的事項のうち「地域区分」について意見聴取

令和5年度 第4回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年11月22日(水)午前10時00分から午前11時30分まで

審議事項 条例の基本的事項のうち「対象事業の種類や規模要件」について意見聴取

令和5年度 第5回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年12月22日(金)午前10時00分から午前11時15分まで

審議事項 答申(案)について意見聴取

令和5年度 第6回 熊本市環境審議会

開催日時 令和6年3月27日(水)午前10時00分から午前10時45分まで

審議事項 答申(最終案)について意見聴取

3 条例制定の検討の背景

近年、大規模な開発事業や気候変動による激甚災害に加え、半導体関連企業の進出等により、市民の環境に対する関心は高まっており、環境への悪影響を未然に防止するため、事業の計画段階から環境保全について調査・予測・評価を実施する「環境影響評価制度」は、非常に重要なものとなっています。

そのような中、熊本市では環境影響評価対象事業に対処するため、令和3年10月1日に「熊本市環境基本条例」を改正し、「環境影響評価」に関する規定を新規に追加しました。

また、令和4年3月29日には、第4次熊本市環境総合計画を策定し、令和6年度中を目途に(仮)熊本市環境影響評価条例を制定することを明記しました。

以上を踏まえ、環境への悪影響を未然に防止するだけでなく、熊本市の魅力である自然環境の保全に主体的に取り組むため、熊本市独自の環境影響評価条例を制定すること。

4 条例制定の検討の視点

(1) 熊本市の豊かな地域特性に即した制度

熊本市は、九州の中央に位置し、交通の要所で人口74万人を超える政令指定都市でありながら、清らかな地下水や豊かな緑といった自然環境や、熊本城をはじめとした史跡が混在する自然と歴史の香り高い都市です。

特に、熊本市民の上水道の全てが地下水で賄われている全国でも稀有な地下水都市であり、多くの市民が熊本の水を誇りに思うなど、地下水保全意識も高いものとなっています。

また、「熊本県環境影響評価条例(以下、「県条例」という。)」では、本市全域が「地下水保全地域」として、県内の他の地域より規模要件が厳しく規定されています。

このような地域特性を踏まえた地域区分(ゾーニング)や独自の対象事業を導入すること。

(2) 世界情勢や社会状況を踏まえた効果的な制度

脱炭素化や、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現といった世界情勢や社会状況を踏まえ、本市の環境保全に十分配慮しつつ、環境負荷の低減が見込める事業に対する手続の簡略化や期間の短縮等、迅速かつ効果的な環境影響評価手続とすること。

(3) 事業者によるより良い環境づくりを促す制度

「地方の時代に即した条例アセスのあり方に関する研究」で示された「望ましい環境影響評価制度のあり方や今後の課題等」を踏まえ、従来のネガティブチェックのイメージから脱却し、事業者自身が積極的に環境づくりに取り組む制度とすること。

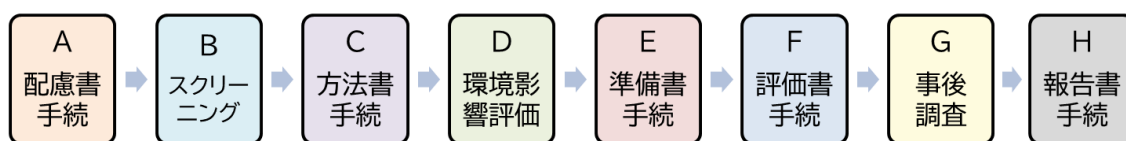
5 条例の基本的事項

市独自の環境影響評価条例（以下「市条例」という。）の制定にあたっては、県条例の規定に基づき、市条例の内容が県条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関し県条例と同等以上の効果が期待できるものである必要があります。そのため、県条例の趣旨を踏まえ、4で述べた視点を踏まえた制度とすること。

(1) 手続方法

県条例を踏まえ、「配慮書手続」、「方法書手続」、「環境影響評価」、「準備書手続」、「評価書手続」、「事後調査」及び「報告書手続」を規定すること。

また、一般的に環境影響評価条例には、事業の種類や規模要件のみにより環境影響評価手続が一律に義務化されていること、環境影響評価手続に要する期間が長期にわたること、多額の費用負担が発生するなどの課題があることから、事業特性や地域特性を踏まえその後の環境影響評価手続の要否を判定する「スクリーニング」を規定すること。



(2) 地域区分(ゾーニング)

本市の良好な自然環境を持続可能なものとするため、本市の地域特性を踏まえ、自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産により特に環境への配慮が必要な地域を「指定地域」、それ以外の地域を「一般地域」とすること（別紙1のとおり）。

	分野	地域名	概要(根拠法令)	本市の代表地域・対象
①	自然環境	県立自然公園	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域(熊本県立自然公園条例)	金峰山、立田山など
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域(熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)	砂取環境保護地区など(計13箇所)
③	自然環境	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全等に必要地域(森林法)	金峰山、立田山、雁回山など
④	自然環境	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致(自然的景観)の維持が必要な区域(都市計画法)	立田山、水前寺・江津湖、八景水谷、花岡山・万日山など(7地区)
⑤	生物種・生態系	干潟・藻場	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域(自然環境保全法)	有明海沿岸、河内・塩屋海岸など
⑥	歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの(文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例)	熊本城跡、水前寺成趣園、藤崎台のクスノキ群など

(3) 対象事業の種類や規模要件

① 対象事業

県条例の対象事業は、本市においても実施される可能性があることから、全てを対象事業として規定すること。

加えて、特に都市部において建設が行われる「大規模建築物(高層建築物)」については、工事中の建設機械の稼働による騒音、振動、大気汚染などや、供用後の高層建築物による景観、日照障害、電波障害、風害など周辺への環境影響が大きいことから、対象事業として規定すること。

② 規模要件

「一般地域」の規模要件は県条例の規模要件と同等とし、大規模建築物(高層建築物)の「一般地域」の規模要件は、別紙2の表中21番に示す規模とすること。

「指定地域」の規模要件は、「一般地域」の50%の規模とすること。ただし、廃棄物処分場、公有水面の埋立・干拓、豚房施設、大規模建築物(高層建築物)、港湾計画については、事業特性の観点から、「一般地域」と同等の規模とすること(別紙2のとおり)。

また、県条例においては、更なる地下水のかん養を促すため、十分なかん養等の取組を行う事業については、県条例におけるその他の地域と同等の規模要件が適用されます。

このことから、本市においても、その趣旨を踏まえ、別紙2の表中8番、9番、10番、11番、12番、13番、15番のうちスポーツ又はレクリエーション施設及び20番の事業のうち十分なかん養等の取組を行う事業については、「一般地域」の規模要件を50ha、「指定地域」の規模要件を25haとすること。

③ その他

個別の対象事業が規模要件に満たない場合であっても、相互に密接に関連する2つ以上の事業が一体的に実施される場合は「複合事業」として対象事業に規定し、規模要件は、別紙2の表中22番に示す規模とすること。

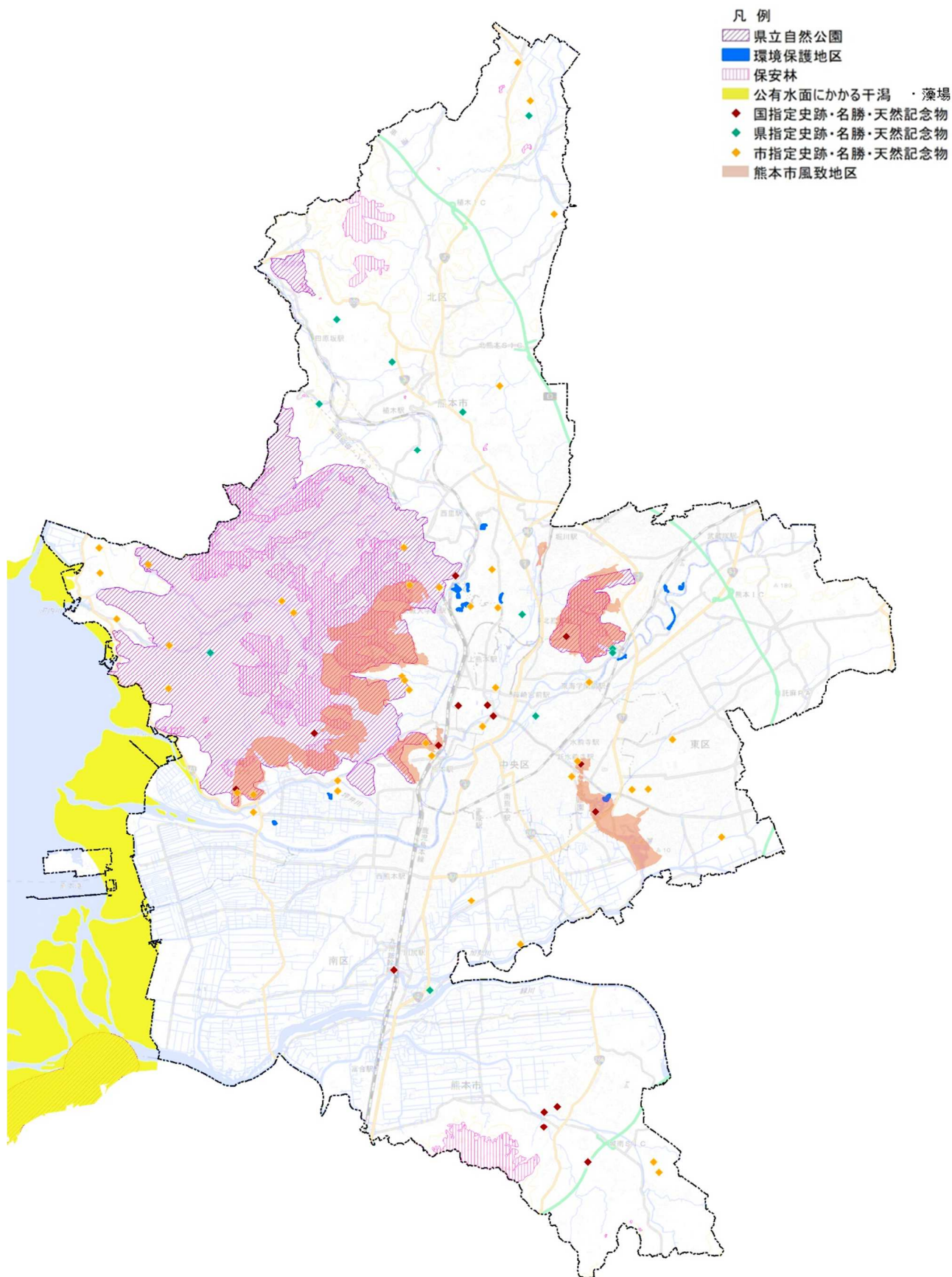
6 その他

現在、市域内における環境影響評価については、県条例が適用されているが、条例制定後は市条例が適用されることとなり、市民や事業者に影響を及ぼすことから、条例施行に向け広く市民のみならず市内外の事業者に周知するため、パブリックコメントに加え説明会の開催や様々な手段を活用した広報を行うなど丁寧な説明に努めること。

また、次年度「技術指針」を検討する「専門家会議」では、当審議会で見解のあった以下

についても、詳細に議論すること。

- (1)「スクリーニング」の対象事業や具体的な判定基準
- (2)「指定地域」の詳細の範囲や接する場合の考え方
- (3)「複合事業」の要件や一体性の考え方(事業の近接性、実施時期、事業主体等)
- (4)別紙2の表中8番、9番、10番、11番、12番、13番、15番のうちスポーツ又は
レクリエーション施設及び20番の事業における要件緩和の条件である「一定の要件」



この地図は、「電子地形図(タイル)」「基礎地図情報」(国土院提供)を使用し、株式会社日本技術開発が編集・加工したものである。

熊本市の対象事業の種類・規模要件

番号	事業の種類	事業の規模要件等	
		一般地域(指定地域以外(第1種事業))	指定地域(第2種事業(指定地域の以下の事業))
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4車線以上かつ長さ5km以上 (森林地域において2車線以上かつ長さ10km以上)	4車線以上かつ長さ2.5km以上 (森林地域において2車線以上かつ長さ5km以上)
	大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ5km以上
2	ダム	貯水面積50ha以上	貯水面積25ha以上
	堰	湛水面積50ha以上	湛水面積25ha以上
	放水路	土地改変面積50ha以上	土地改変面積25ha以上
3	鉄道	長さ5km以上	長さ2.5km以上
	軌道	長さ5km以上	長さ2.5km以上
4	飛行場	滑走路の長さ1,250m以上又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上	滑走路の長さ625m以上又は延長後の長さ625m以上かつ延長部分125m以上
5	水力発電所	出力15,000kW以上	出力7,500kW以上
	火力発電所	出力75,000kW以上	出力37,500kW以上
	地熱発電所	出力5,000kW以上	出力2,500kW以上
	風力発電所	出力5,000kW以上(一定の事業に該当する事業は除く。)	出力2,500kW以上
	太陽電池発電所	面積20ha以上	面積10ha以上
6	廃棄物最終処分場	新設すべて	新設すべて
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上	処理能力2t/時又は50t/日以上
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上	処理能力50kl/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上地域	面積25ha以上地域
		(干潟等地域を含む場合は面積5ha以上)	(干潟等地域を含む場合は面積5ha以上)
8	土地区画整理事業	面積(人口集中地区の面積を除く)25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積(人口集中地区の面積を除く)12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
9	新住宅市街地開発事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
10	工業団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
11	新都市基盤整備事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
12	流通業務団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
13	住宅団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
14	農用地の造成事業	面積100ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)	面積50ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
	ゴルフ場	面積20ha以上又は変更後の面積20ha以上かつ増加面積5ha以上	面積10ha以上又は変更後の面積10ha以上かつ増加面積2.5ha以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上	計画処理人口5万人以上
17	工場・事業場	燃料使用量8kl/時又は平均排出水量0.5万m ³ /日以上	燃料使用量4kl/時又は平均排出水量0.25万m ³ /日以上
18	豚房施設	施設面積7,500m ² 以上又は増設後の総面積9,000m ² 以上	施設面積7,500m ² 以上又は増設後の総面積9,000m ² 以上
19	岩石、土、砂利の採取	面積30ha以上又は変更後の面積50ha以上	面積15ha以上又は変更後の面積25ha以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
21	大規模建築物(高層建築物)	延べ面積5万m ² 以上かつ高さ100m以上	延べ面積5万m ² 以上かつ高さ100m以上
22	複合事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
23	○ 港湾計画	埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が150ha以上	埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が150ha以上

森林地域、
 干潟等地域、
 地下水保全地域
 指定地域(県立自然公園、環境保護地区、保安林、風致地区、干潟・藻場、史跡・名勝・天然記念物)

環政発第46号
令和5年(2023年)4月24日

熊本市環境審議会
会長 様

熊本市長 大西 一史
(環境政策課扱い)



(仮称) 熊本市環境影響評価条例の基本的事項について (諮問)

このことについて、熊本市環境審議会規則第2条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおり諮問しますので、ご審議を賜り答申いただきますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

(仮称) 熊本市環境影響評価条例の基本的事項について

2 諮問理由

本市は、清らかな地下水や豊かな緑といった自然環境に加え、歴史遺産や伝統文化にも恵まれた魅力ある都市です。特に、市民の水道水源の全てを良質な地下水で賄う世界でもまれな都市でもあります。このような恵まれた環境は、雄大な阿蘇の自然と先人たちの努力によって育まれてきました。

しかしながら、近年、大規模な開発事業による自然破壊や気候変動による激甚災害等の増加により、環境影響評価の重要性が高まっています。

このような中、本市が主体的に環境保全に取り組むため、本市の多様で豊かな環境を受け継ぐ総合的な環境配慮制度として「(仮称) 熊本市環境影響評価条例」を制定するにあたり、条例の基本的事項であります「手続方法」、「地域区分」、「対象事業の種類や規模要件」について諮問いたします。

熊本市環境審議会(第11期)委員名簿

No.	資格	氏名(敬称略)	役職	専門等	所属又は職名
1	学識経験を有する者	あべ じゅん 阿部 淳		農学・環境	東海大学農学部教授
2		いでら みほ 井寺 美穂		行政学	熊本県立大学総合管理学部総合管理学科准教授
3		かわごし やすのり 川越 保徳		環境 (衛生工学)	熊本大学大学院先端科学研究部教授
4		しのはら りょうた 篠原 亮太	会長	環境 (水環境科学)	熊本県環境センター館長
5		しばた ゆう 柴田 祐		景観・建築	熊本県立大学環境共生学部教授
6		たかみや まさゆき 高宮 正之	副会長	環境・生物多様性学	熊本大学大学教育統括管理運営機構シニア教授
7		ちよう だいしゅう 張 代洲		大気	熊本県立大学環境共生学部教授
8		とりい しゅういち 鳥居 修一	副会長	環境 (廃棄物)	熊本大学大学院先端科学研究部教授
9		なかた はるひこ 中田 晴彦		環境・農学	熊本大学大学院先端科学研究部准教授
10		みやせ みつこ 宮瀬 美津子		環境教育	熊本大学大学院教育学研究科教授
11	機関関係の行政職員	うえさこ だいすけ 上迫 大介		国関係	九州地方環境事務所次長 統括環境保全企画官 地域脱炭素創生室長
12		さかの さだのり 坂野 定則		県関係	熊本県環境生活部環境局長
13	その他市長が適当と認める者	さかもと けいこ 阪本 恵子		事業者代表	熊本商工会議所女性会会長
14		さわ かつひこ 澤 克彦		環境教育・協働	一般社団法人 九州環境地域づくり代表理事 九州地方環境パートナーシップオフィス業務責任者
15		みやぞの ゆきよ 宮園 由紀代		消費者代表	NPO法人 熊本消費者協会副会長
16		いばらき いずみ 茨木 いずみ			公募委員